

議案第 69 号

盛岡市農村地域の工業等導入地区における固定資産税の課税免除に関する条例を廃止
する条例について

盛岡市農村地域の工業等導入地区における固定資産税の課税免除に関する条例を廃止する条例を
次のとおり定めるものとする。

平成22年6月10日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

盛岡市農村地域の工業等導入地区における固定資産税の課税免除に関する条例を廃止
する条例

盛岡市農村地域の工業等導入地区における固定資産税の課税免除に関する条例（平成17年条例第
91号）は、廃止する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

固定資産税の課税免除の対象となる設備に係る設置期間が満了したことに伴い、条例を廃止しよ
うとするものである。